

報告第 1 号 専決第 8 号

「市税条例および都市計画に関する条例の一部を改正する条例の制定」に対する反対討論

日本共産党議員団 上原秀樹

議長の発言の許可を得ましたので、私は、日本共産党議員団を代表して、議題となっています報告第 1 号のうち、専決第 8 号「市税条例および都市計画に関する条例の一部を改正する条例の制定」に対して、反対の立場から意見を述べます。

本条例改正は、住宅用地並びに特定市街化区域農地にかかる負担調整措置に関し、据え置き特例を廃止し、その据え置き特例については、負担水準が 80%以上の土地は、課税標準額を前年度と同様に据え置いたものを、2012 年度、13 年度は 90%に引き上げた上で、2014 年度に廃止するものです。これによって、2012 年度で 1,500 万円、2013 年度で 50 万円、2014 年度で 7,750 万円の増税となるとされています。

問題の第 1 は、3 年間の増税額 9,300 万円は、その多くが小規模住宅用地と宅地化農地という生活手段にかかる土地に対する増税であることです。しかも 4 年以降も負担水準が 100%になるまで毎年 5%ずつ増税となります。

第 2 に、そもそも、土地の評価額を居住のための土地と企業活動や投資のための土地を同等に扱い、市場の取引価格に近づけるとして、一律に公示価格の 7 割としたことが改めて問われており、その結果、負担水準 80%を終えた場合に据え置かれた土地においても、地価が下落しても固定資産・都市計画税が上がり続けるという矛盾が生じることになります。

よって本条例に反対するものであります。

議員各位のご賛同をお願いしまして討論とします。